

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業認定は、学則第 7 章第 23 条および成績評価細則第 12 条に基づき実施している。</p> <p>「看護の知識の統合（卒業試験）」については、25 科目 1 単位とし、平均点が 60 点以上、かつ 5 分の 4 以上の科目で 60 点以上を取得することを卒業要件としている。</p> <p>【旧：2025 年度以前入学生】</p> <p>本校に 3 年以上在籍し、総単位 103 単位（2,985 時間）を修得し、欠席時間が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えていない学生を対象に、卒業認定会議の審議を経て校長が卒業を認定する。卒業者には、専門士（医療専門課程）の称号を付与し、卒業証書を授与する。</p> <p>【新：2026 年度入学生】</p> <p>本校に 3 年以上在籍し、総単位 103 単位（2,925 時間）を修得し、欠席時間が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えていない学生を対象に、卒業認定会議の審議を経て校長が卒業を認定する。卒業者には、専門士（医療専門課程）の称号を付与し、卒業証書を授与する。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>学生便覧 https://www.marianna-u.ac.jp/nursing/data/media/marian/page/support/gakuseibinran2026.pdf <ul style="list-style-type: none"> ・卒業認定者を公示で告知 ・卒業認定されなかった者には校長面接を行い、認定結果を伝達する。 </p>